

基山町農業委員会会議録

令和2年11月5日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者14名 欠席者0名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	出席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	出席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第28号議案	農地法第3条の規定による許可申請	1件
第29号議案	農地法第4条の規定による許可申請	1件
第30号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第31号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	6件

審議開始 9時00分

審議終了 10時00分

令和2年11月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和2年第11回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、5番委員と6番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。第28号議案農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第28号議案朗読

この件につきましては譲受人の経営規模拡大のため、所有権移転を申請するものです。移転後も田として利用されます。

農地法第3条第2項第1号関係については、譲受人の農地保全に係る農機具の所有状況は問題なく、農作業従事者等の状況についても問題ないことから、すべてを効率的に利用し耕作を行う要件を満たすと考えます。

次に、農地法第3条第2項第4号関係については、譲受人が年間を通して農作業に従事しており、要件を満たしております。

また、農地法第3条第2項第5号関係について、今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が30,426㎡となり、下限面積である3反要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号関係については、譲受人の農地は田として利用し、周辺農地の農業上の利用には影響を及ぼさず耕作する予定ですので、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はありません。

場所は、第3区高原川に架かる片山橋付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

手広く農業をされ、水利も問題ありません。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第28号議案1番について許可したいと思いますと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第28号議案1番は、全員一致で許可します。

次に、第29号議案農地法第4条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第29号議案朗読

この件につきましては、所有者の管理する圃場は山間地であり周辺が山林化しているため自己所有の圃場にクヌギを100本程度植林されます。近隣農地への許可もとられ支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、周辺を山林に囲まれており、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の(イ)の(ア)」に該当し、許可区分については、申請地周辺が山林であることから、植林を行うものであり、代替地の検討はできないことから、許可基準「第2の1の(1)の(イ)の(イ)」に該当すると考えております。

場所は2区小松集落付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

周辺は山林化しているため、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第29号議案について認定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

第29号議案は、全員一致で認定しましたので、県へ進達いたします。

次に、第30号農地法第5条の規定による許可申請があったので認定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第30号議案1番朗読

この件につきましては、譲受人が資材を置く場所が必要となり、農地を資材置き場に転用するものです。今回転用する農地は、隣接する農地の同意もとれ

ており、近隣農地への営農に支障もないと考えられます。今回の申請地農地区分要件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)の力の(ア)」に該当し、許可区分については、その他の候補地についても検討されましたが、申請地は、事業を行うために必要な面積を満たしており、造成することなく資材置き場として利用できる用地であることから、周辺農地に及ぼす影響が軽微であるためこの土地を選定されています。周辺の他の土地に立地することが困難であるため、許可基準「第2の1の(1)の力の(イ)」に該当すると考えております。

場所は6区字清水ヶ浦地区にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

周辺農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないと思われま。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第30号議案1番について認定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第30号議案は、全員一致で認定しましたので、県に進達します。

次に、第31号議案農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 第31号議案1番 朗読

この件につきましては、相手方の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

親族での使用貸借であり農業用機械も所持されていますので、問題ないと思

われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案1番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第31号議案1番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議2番から4番については譲受人が同一人ですのでまとめて事務局より説明をお願いします。

事務局 第31議案2番から4番朗読

2番につきましては、相手方の高齢化による使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区長野集落付近にある圃場です。

3番につきましては、相手化の高齢化に伴う使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区南奈良田集落付近にある圃場です。

4番につきましては、相手化の高齢化に伴う使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

2番から4番については、農業用機械も所持され、問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案2番から4番について計画を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第31号議案2番から4番は、全員一致で決定します。

次に、第31号議案5番、6番については再設定ですので朗読を省略します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 第31議案5番 朗読省略

5番につきましては、任期満了に伴う再設定により賃貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は年額水稻30kgです。場所は、1区三ヶ敷集落付近にある圃場です。

6番につきましては、任期満了に伴う再設定により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、7区長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

5番については、家族で耕作されますので、問題ないと思われま

9番委員

6番については、圃場も手入れされていますので、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら第31号議案5番、6番について計画を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

第31議案5番、6番については、全員一致で決定します。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和2年11月5日

署名人

議 長

委 員

委 員